

平成30年(ワ)第[ ]号 業務委託料及び損害賠償等請求事件

本訴原告 [ ] 外1名

本诉被告 [ ]

## 第 1 1 準備書面

平成31年4月25日

東京地方裁判所 民事第17部 [ ] 御中

(ご担当: [ ] 裁判所書記官様)

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 [ ]

弁護士 [ ]

### 1 [ ]グループにおける原告滝田の業務遂行について

被告は、本件における[ ]グループの存在を否定するような主張を繰り返しているが、全くの誤りである。すでに何度も主張しているとおり、原告会社と訴外法人は、実質的に一体となり、業務遂行していたものである。

また、被告は、訴外法人は、原告会社に対し[ ]業務を委託したのみで、それ以外は何も委託しておらず、原告滝田は個人として訴外法人の

等を行っていたにすぎない、原告会社には企業としての活動実態はないなどと主張している(被告第 準備書面 等)。

しかし、このような被告の主張はすべて誤りである。訴外法人が受注した 案件は、ほとんどすべてが、原告滝田の手によるものであり(受注ルートについては、原告第 準備書面ご参照)、原告滝田は、 案件の受注のために、受注営業活動を行い、顧客を接待するなどしていたものである。さらに、原告滝田は、 もしていた。被告は、滝田が だけではなく、他の業務も行っていたことを、既に認めている。具体的には、「一部の取引業者に関する案件については、当該業者の関係上、原告滝田が 処理を行っていた。」(被告第 準備書面 )、と述べていることなどから、原告滝田が 業務の一端まで担っていたことを認めているのである。また、被告は を提出しているが、ここでも、「 から沢山電話きたけど・・・」というメールがあることを認識したうえで提出しており、原告滝田が、 にも行っていることを自認しているのである。

よって、被告の主張は矛盾している。

## 2 訴外法人の経理業務及び決算について

被告は、原告が顧問契約を締結していた税理士 について、訴外法人の経理業務・決算については関与していないと主張する(被告第 準備書面 等)。しかし、被告から提出された税務申告書( )を見ればわかるとおり、上記税理士が税務申告をしていることが明らかである。税務申告を行っている税理士が、経理業務に関与していないことはあり得ず、訴外法人は、経理業務を上記税理士に委託していたのである。

原告滝田は、被告が上記税理士に接触することを全く禁止しておらず、被告は、いつでも、自由に上記税理士に、質問をすることができたはずである。それを、止めることは原告滝田にできるはずがないのである。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 上記税理士は、 [REDACTED] グループの事務所にもよく来ていたのであり、被告自身も、面会したことがあるはずである。

以上より、訴外法人の経理業務及び決算は、上記税理士が、訴外法人の委託を受けたうえで行っていたものである。

以上